

平成29年 環境生活委員会 開催状況 (環境生活部)

開催年月日 平成29年12月13日
 質問者 民進党・道民連合 広田まゆみ 委員
 答弁者 環境生活部長 小玉 俊宏
 くらし安全局長 堀本 厚
 消費者安全課長 帰来 芳樹

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 エシカル消費など新たな消費者政策について 私からはエシカル消費など新たな消費者政策について質問させていただきます。 質問するに至ったきっかけは、私自身が、ご縁あって札幌消費者協会に数年前に入会させていただき、都会にいる消費者もただ消費するだけでなく、生産者を応援していくなど、幅広い発信をされ、実際の活動も、主婦的なかたちの皆さん方々が手弁当で熱意や正義感で担われているように感じたことです。 一方で、海外ではありませんが、有名な女優がファストファッションによる児童労働搾取の問題や会社の資金の流れを追求して公開するなど、消費「モノを買う」ことで子どもや戦争などに加担する企業のものを買わないなど、不買運動的なものを起こすなど、従来の消費者とは異なる“消費者”像というものが世界的には動きが出てきていると認識しています。 まず、消費者庁の動きと道内の体制づくりで何点か伺いたいと思います。 消費者庁は平成27年3月に閣議決定された消費者基本計画を踏まえ、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制を全国的に整備するため、いくつかの政策目標が示されたと承知しています。</p> <p>(一) 消費生活センター設立促進の状況について 政策目標の一つであります相談窓口の設置は、全国全道とも100%達成されましたが、さらに、消費生活センターの設立について、人口5万人以上の全市町村、人口5万人未満の市町村の5割をめざすという目標が掲げられましたが、設置数・形態など、北海道の状況はどのようになっているか、道としては、今後どのように取り組む考えか伺います。</p> <p>(二) 消費生活相談員の配置状況について 消費生活センターについては、週4日以上窓口をオープンすることや、相談員の配置、PIONETによりデータベースへの接続などの要件があることですが、維持・充実に努めるとの答弁でしたが、ある意味で全市町村にセンターの設置というよりも、いま設置している市町村の相談体制の維持・充実に向けて取り組むという答弁であったと思います。 そこで大事になるのが、相談員の配置や資格の保有などと思いますが、道内の消費生活相談員の配置状況と資格保有率について、どのようになっているのか伺います。 また、消費生活相談員の皆さんに対する支援などについて、これまでどのような課題があり、今後道としてどのように取り組む考えか伺います。</p>	<p>(消費者安全課長) 消費生活センターの設置状況等についてであります。道内では、人口5万人以上の15市全てに、消費者安全法の規定に基づく消費生活センターが設置され、人口5万人未満の市町村では、全体の54.3%に当たる89市町村に設置されており、国が掲げる政策目標を達成しているところでございます。 道内における消費者被害の状況といたしましては、近年、情報通信社会の進展等に伴う通信・サービスに関わる被害や、高齢者等を狙った、巧妙・悪質な手口による被害などが多くみられるところでございます。 道としては、今後とも道民の皆様がどこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるよう、市町村の消費生活相談員の人材確保に対する支援や資質向上を図る研修機会の提供、個別の相談内容に対する助言を行うなど、市町村の消費生活相談体制の維持・充実に向けて引き続き取り組んでまいります。</p> <p>(消費者安全課長) 消費生活相談員の配置状況等についてであります。平成29年4月現在、市町村の消費生活センターや消費生活相談窓口には、208名の相談員が配置をされており、そのうち資格保有者は86名、41.3%となっており、課題といたしましては、相談員の資格保有率の向上や、人材の確保等が挙げられているところでございます。 このため、道では、市町村に対し、相談員の資格取得の重要性について理解を深めることはもとより、昨年度からは、法定資格取得に向けた講座を年3回開催し、資格取得を促すとともに、平成24年1月に、「消費生活相談員人材バンク」を設置し、有資格者の確保を支援しているところでございます。 今後とも、相談員の報酬や活動に対する地方財政措置について情報提供するなど、市町村の消費生活相談体制の充実・強化が図られるようきめ細やかな助言等に努めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>課題として資格保有率の向上、人材確保というのが地域にあり、きめ細やかな助言に努められるということです。</p> <p>地域の相談員の報酬にもばらつきがあるでしょうし、活動に対する地方財政措置について自治体に情報提供するにしても、報酬などを把握していなければ、先進事例の共有などもできないと思いますので、きめ細やかな助言をするための前段の把握にさらに努めていただきたいと思います。</p> <p>(三) 見守りネットワークの構築について</p> <p>次に、消費者庁が掲げている見守りネットワークの構築として、高齢者等の消費者被害防止の取組として、相談体制の整備に加え、消費者に身近な地域の関係機関の連携による見守りネットワークの構築が重要であり、平成31年度末までに、人口5万人以上の全市町に地域協議会を設置するとされましたが、道ではどのように取り組む考えか伺います。</p> <p>高齢者がトラブルの当事者となることがないように地域が一体となった高齢者等への支援体制というのは本当に必要だと思いますが、道の部署それぞれから、あれもこれも作るようにいわれますが、受け手は一つなのです。現実的には、地域の受け方としては、例えば保健福祉部では成年後見とか任意後見とか、何でもセンターを作れ、地域協議会を作れというのがたくさんくる訳です。</p> <p>まずは、地域が一体となった支援体制の整備について、具体的には、道庁内において、保健福祉部等と連携を取ったり、あるいは行政書士や司法書士などとの協力や、消費者相談員の人材確保が困難であるとすれば、地域のネットワークについて重複するところもあるかもしれないが、各団体が少しずつ視点の違うところでカバーし合うなどの体制を作るなど、道側がそういったことを認識して枠を超えて一体となる方向で周知するなど、道の役割が分かるような動きをお願いします。</p> <p>(四) 新たな消費者教育の推進について</p> <p>1 推進体制などについて</p> <p>民生委員さんとか児童委員さんとかでも、高齢化で人材不足というところなんですけれども、先日、私はインドネシアの方についてまいりまして、チルドレンフォーラムというのがありまして、14歳の日本という子供会組織が地域の校長の方だとか、向こうでの義務教育だとか生活保護という制度がないので、例えば12歳未満の学校に行けない子供たちをどうするかということを、14歳までの子供たちが考えるような仕組みがそんなにアライバイ的ではなく、きちんとユニセフとかの枠組み・指導に基づいて、地方の自治体に位置付けられていたわけですけども、消費者活動の政策を進めていく上でも、新たな消費者教育の推進が重要だと思っています。</p> <p>インターネットの普及や単身世代の増加など、保護されるべき対象としての消費者の位置づけはありつつも、先ほども国際的な流れを少し紹介しましたが、消費者のモノの購入のしかたというのが、経済の方向性を動かす時代ともなりました。</p> <p>道としてもですね、消費者教育推進フォーラムなどが、先日開催されたと承知をしておりますが私もその資料などで勉強させていただいたわけですけども、道としては、消費者教育の新たな課題をどのように認識し、どのように取り組む考えか伺います。</p> <p>また、消費者教育を推進する主体として、今後、どのような団体、個人を想定し、消費者教育の指導者養成などを行う考えか伺います。</p>	<p>(消費者安全課長)</p> <p>見守りネットワークの構築についてであります。国の政策目標に掲げられている「消費者安全確保地域協議会」いわゆる見守りネットワークについては、現在、人口5万人以上である江別市、釧路市、登別市、北見市、石狩市と豊浦町など3町と合わせ、計8地域に設置されているところでございます。</p> <p>また、道では、国に先行して、平成13年度から協議会と同様の役割を担う「地域消費者被害防止ネットワーク」の設立を進めてきたところであり、これまで、67の地域に設置されているところでございます。</p> <p>道としては、高齢者がトラブルの当事者となるケースが、依然として後を絶たない状況にありますことから、今後、見守りネットワークの設立促進を働きかけるなど、地域が一体となった高齢者等への支援体制の整備が全道に広がるよう、努めてまいりたいと思います。</p> <p>(消費者安全課長)</p> <p>消費者教育の推進についてであります。高度情報化やグローバル化等の進展により、消費生活の質や豊かさへのニーズが高まる一方で、インターネット通販等の消費者トラブルや食品ロスなど、消費行動に関わる課題が複雑化、多様化しており、消費者自身がこうした課題に対し、関心を高めていくことが必要と認識をしております。</p> <p>このため、インターネットの安全利用について、若者への普及啓発に取り組むほか、消費者教育を推進するためフォーラムを開催し、学校現場や、大学と企業の連携による消費者教育などの実践例を紹介し、多様な消費者教育の促進に努めているところでございます。</p> <p>また、学校や地域など様々な場において、消費者団体や教育委員会等と連携し、「学校訪問講座」や小・中・高等学校の教員を対象としました「教員サポートセミナー」を実施してきており、今後とも、こうした様々な主体とを連携しながら、消費者教育の充実に取り組んでまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>2 エシカル消費について</p> <p>消費者庁についても全国展開を見据えたモデルプロジェクトの一つとして、エシカル消費について取り上げます。エシカル消費は、直訳すると倫理的消費のことであり、地域の活性化や雇用なども含む、人や社会、環境に配慮した消費行動を指すものであります。例としては、私自身も先日、この委員会で取り上げさせていただいたりサイクル製品を優先的に公共発注にも購入することができるとか、地球規模で考えればフェアトレード商品の購入などのこととなります。</p> <p>この倫理的消費（何でも安いものばかり買うのではなくて正当な労働の対価とか、その輸送のコストも含めたことも考えながら対価を払う、フェアトレード製品の購入などがあげられます。）の考え方は、道庁内の中でいえば、経済部でもやっと言語化するようになってきました「域内循環」であるとか、水産林務部などの「地材地消」であるとか、そうした持続可能な経済の動きを消費者運動としても後押しするものであると考えております。</p> <p>消費者庁のいろいろな資料を見ましたら、徳島県などを中心にエシカル消費についての啓発普及が進んでいると承知していますけども、道としては今後どのように取り組む考えか伺います。</p> <p>(五) 消費者庁の機能移転の経過と北海道における環境省との連携強化の可能性について</p> <p>最後の質問になりますけれども、消費者庁の機能移転の経過と北海道における環境省との連携強化の可能性ということで、ちょっと突然質問が飛ぶように見られるかもしれませんが、消費者庁の先進的なプロジェクトを見ましたら、ほとんどが徳島県でありまして、少々驚きました。聞けば、消費者庁が機能を徳島県に一部移転したとのことでありまして。この移転に関する経過などについて、どのような県側の動きというのかリーダーシップで実現したのか、わかる範囲で教えていただければと思います。</p> <p>また、私としては、環境省の進めるいろんな地球温暖化対策やエコツーリズムの実践、環境教育の実践などについて、北海道庁と環境省がより強い連携強化を図り、機能の一部移転なども視野に入れて、まさにその環境省の政策を実証実験として北海道をフィールドとして先進的に行うような取組も必要ではないかと考えますが、併せてこれについての所見を伺います。</p>	<p>(くらし安全局長)</p> <p>エシカル消費についてであります。消費者庁では、人や社会・環境に配慮した消費行動でございます。いわゆる「倫理的消費」に関する調査研究会を設置し、本年4月に、取組の必要性や意義、推進方策の方向性などを取りまとめたところでございます。</p> <p>こうした国の動きと連動し、徳島県や鳥取県等におきましては、倫理的消費の理解の促進や、消費行動への定着に向けて、子ども向けの教室やイベントを開催していると承知しておりまして、道においても、「消費者教育推進フォーラム」を開催し、エシカル消費をテーマの一つに設定するなど、普及啓発に取り組んでいるところでございます。</p> <p>現在、消費者庁では、エシカル消費について、国民の理解を広め、日常生活での浸透を深めるため、先進的な取組事例の収集や、普及に向けた推進組織の検討などを行っており、道といたしましては、今後こうした動きや、他県での取組事例なども参考とし、消費者団体等のご意見もお伺いしながら、人と社会、環境及び地域創生に配慮した消費行動が広がるよう努めてまいります。</p> <p>(環境生活部長)</p> <p>消費者庁の機能移転の経過と環境省との連携についてでございますが、国が政府関係機関の地方移転を進める中、徳島県では、従来から消費者行政の全国モデルとなるような各種施策を展開しており、国への政策提言などを積極的に行ってきたところでございまして、国におきましてこうした取組が評価され、平成29年7月に「消費者行政新未来創造オフィス」が同県に開設されたと承知しております。</p> <p>一方、道と環境省との連携につきましては、環境省の出先機関であります、北海道地方環境事務所などと共催によりまして、地球温暖化対策に係る普及啓発事業に取り組むほか、環境教育に関しましても、地方環境事務所が設置する「パートナーシップオフィス」の運営協議会に参画するなど、緊密に連携を図っております。</p> <p>このほか、環境省の「知床世界遺産センター」に道の職員を常駐させまして、地域と一体となった取組を進めるほか、環境省の本省との人事交流を継続しておりまして、情報発信・収集に努めているところでございます。今後とも、国との緊密な連携によりまして、地域に根ざした様々な取組を進めるよう取り組んでまいりたいと考えております。</p>